

令和5年3月20日

広島県に対し、三原市と竹原市が連名で、 産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境の保全に 関する手続きを定める条例制定を要望します

本市内での産業廃棄物処理施設の設置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、広島県知事が許可することとされており、当該許可申請等の手続きについても同法に規定されています。

しかしながら、当該手続きに「設置及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであること」と規定されているものの、計画段階における地域住民への情報提供等は義務化されていないなど、設置許可前における関係者間の情報共有や連携が必ずしも十分に図られていないものと考えられます。

本市において、令和4年9月に操業が開始された産業廃棄物処理場からの排水や浸透水について、周辺住民等が飲用水等への悪影響を危惧されていますが、計画段階における情報提供等の不足がその要因の一つであるとも考えられます。

このため、広島県知事に対し、適正な産業廃棄物処理施設設置許可等の処分並びに当該処分に係る県民の理解を得る有効な手段として、産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境の保全に関する手続きを定める条例の制定を要望するものです。

なお、広島県においては、平成5年に制定された「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づき、所定の手続きを実施されていますが、当該手続きを条例で規定することでより実効性が高まるものと考えます。

また、この要望書は、竹原市と本市の連名により提出します。

- 1 日 時 令和5年3月24日（金）16:00～16:30
- 2 場 所 広島県庁南館3階 環境県民局長室
（広島市中区基町10-52）
- 3 出席者 （相手方）広島県環境県民局長
（提出者）三原市長、竹原市長

【問い合わせ先】生活環境課 課長 河野 英紀（こうの ひでのり）

環境政策係長 安部 勝彦（あべ かつひこ）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話0848・67・6168(直通) FAX0848・64・4103